

# 生活景による景観形成に関する研究

## ―世田谷区地域風景資産からの考察―

Landscape Formation from the Community-scape

Study from the Assets of Local Scenery of Setagaya Ward

学籍番号 47-126767

氏名 小笠原 れい子 (Ogasawara, Reiko)

指導教員 清水 亮 准教授

### 1. はじめに

#### 1-1. 研究の背景と目的

2004年の景観法の制定は、歴史的なまち並みのような特徴をもつ地域の景観保全に一定の効果をもたらした。しかし、その他の一般市街地等については、明確な景観資源に乏しく、利害関係者全体の合意形成が難しい等の問題があり、景観法に基づく景観施策は未だ充実しているとは言い難い。

景観の中でも、身近な生活環境の景観である「生活景」は、身近すぎるためにその価値が認識されにくい。しかし、生活景はその背後にある地域の歴史や文化等を包含するため、その価値を見直すことによって、人々の営みを含めた地域資源を掘り起こし、一般市街地の景観形成等に活かすことができると思われる。よって、本研究では①生活景に着目することの意義と、②生活景の保全・創造において必要だと思われる事項・視点を明らかにすることを目的とする。

#### 1-2. 研究の方法

文献調査によって生活景の概念整理を行い、その後に東京都世田谷区の「地域風景資産」という取り組みを対象に、風景づくり活動への参加と、住民へのヒアリング調査から実態を把握し、分析・考察を行った。

#### 1-3. 研究の位置づけ

既往研究では、具体的な事例について現時点での成果を評価することが重視されており、生活景を守りつukっていく主体や、生活景自体が変わりゆくことに関連付けて分析・評価しているものは見られない。よって本研究は、生活景を継続的に保全・創造するという視点を重視する。

### 2. 「生活景」とは

#### 2-1. 「生活景」の定義

本研究では、後藤(2006)で述べられている次の定義を用いる。

『「生活景」とは、生活の営みが色濃くにじみ出た景観である。すなわち、特筆されるような権力者、専門家、知識人ではなく、無名の生活者、職人や工匠たちの社会的な営みによって醸成された自生的な生活環境の可視的表象である。ここで用いる生活とは広義にとらえ、寝食空間に留まることなく、生産・生業、信仰・祭事、遊興・娯楽のための空間も広く含めることとする。』

#### 2-2. 概念の整理より

戦後復興の中で土地の細分化や私有化が進んだことにより、それまであった生活景は、場所性や周辺環境との関係性を失って

いった。高度経済成長期が終焉を迎え都市化の伸びが落ち着き始めると、「生活」への視点を持ったボトムアップ型の「まちづくり」が広まり、社会的には日常生活への意識が回復しつつあった。しかし、わが国の都市計画や建築に関する制度は、制定当初から生活景への視点を持ち合わせておらず、生活景は制度的には「忘れ去られた」景観となっていた。高度経済成長期を通じた活発な都市形成や、それに対する批判的な態度を背景に景観施策が展開されていくが、そこで重視されたことは、あるべき像や目指すべき将来像を定め、景観を「守る」あるいは「つくる」ことであったと考えられる。このような手法は、桑子（2005）が「多様な場の喪失を随伴する」と述べるように、「場所の持つ意味」への意識が不足しているという点で、日常生活を反映する生活景の保全・創造には適さないと思われる。

また、近年は生活景が持つ可能性に気が付き、市民向けワークショップ等の手法を通じて生活景を見出し育てようとする動きも見られるが、そのような動きにおける生活景の評価は、現状では短期的な時間軸からの評価に留まっているように思われる。

### 3. 世田谷区の風景づくり

これまでの生活景に関する取り組みが短期的な視点に留まっていたのに対し、世田谷区風景づくり条例に基づく「地域風景資産」の取り組みは、身近な風景を対象とするが、風景そのものだけでなく、その風景を守り育てていくための住民による継続的な活動が伴うという点が特徴的である。また、個人から活動を始め、徐々に大きな視点からの風景づくりへと広げていくことが

できる地域風景資産のような仕組みは、一度に多くの共感を得ることが難しいと思われる生活景の保全・創造という観点からも有用であると考えられる。

## 4. 地域風景資産の実態

### 4-1. 生活景と活動の関係

地域風景資産に対して継続的な活動を行う住民へのヒアリングから、生活景には従来の景観施策の対象とされてきた「景観」とは少し異なる①履歴、②地域密着性、③脆弱性、④評価基準の不在という4つの性質があるということが導かれた。そして、住民は日常的な活動によってこれらの性質に対応しており、反対にこれらの性質が住民の活動を生じさせる動機にもなっているということがわかった。したがって、生活景を保全・創造するためには、住民による日常的な活動が起こり、継続されることが有効な方策になり得ると考えられる。

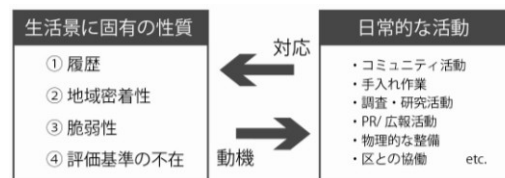


図 1: 生活景と活動の関係

ただし、活動を行う上では人的（高齢化・後継者不足等）・財政的な課題や強制力を持つことができないという課題があるため、対応する必要がある。

### 4-2. 船橋小径の会による風景づくり

ヒアリング対象の一つである「船橋小径の会（以下、小径の会）」は、近所の土の道に愛着を持っていた主婦が、その土の道を地域風景資産に応募したことをきっかけに活動をはじめたグループである。開発によ

る周辺の変化の中でも風景を守り、地域全体にも活動が広まっているため、小径の会の実態を把握することで、個人の想いを活動につなげ、展開させるための示唆を得る。



図 2: 小径周辺図

### 1. 活動の様子

小径の会が行う活動は、週一回の小径の手入れ作業や、「こみち新聞」の発行、小径で採れた植物を使った染め物やカゴを編む等の手仕事を行う「小径工房」、地区内の小学校の授業サポート等多岐にわたる。これらの活動は、外部からの評価を得ることを目指すものではなく、単純に小径の存在を知ってもらい、その魅力に対する共感を得るためのものである。

### 2. 活動の成果・効果

小径の会の日常的な活動は、小径に隣接する土地のマンション建設計画において小径との境界部分のつくりに影響を与えた。また、世田谷区と小径の管理に関する管理協定を締結したほか、小学校や町会等の地域の各主体とのつながりを得ることで小径の存在が地域に広まっている。さらに、住民自身が地域に関心を持ち、地域のあり方や自分自身の関わり方を主体的に考えていくことにもつながるということがわかった。

### 3. 活動を行う上での課題

個人の価値観の違いが、活動に参加する

動機の違いとしても現れている。初期からのメンバーは、「小径の土の道としての良さを活かす」ために最低限の手入れ作業を行うが、「手入れをする」こと自体に興味があって会に加わった人もおり、そのような人は必要以上の作業を行ってしまう傾向にあるという。よって、多様な価値観を受け入れながらも、活動体が目指す方向性をどのように保持していくかを考える必要がある。

## 5. 事例の分析-船橋小径の会の活動から-

### 5-1. 活動を展開させるための重要事項

#### ①地域風景資産への応募＝愛着の顕在化

地域風景資産という取り組みがきっかけとなり、小径を応募した主婦が小径に対して持っていた愛着や、近隣住民が小径に対して「なんとなく」感じていた愛着が顕在化され、保全・創造につながった。

#### ②楽しみながらの活動

地域風景資産の場合、活動内容は住民自身に任されており、小径の会では自分たちが楽しみながら活動することを重視している。その結果、些細な出来事からでもやりがいや達成感を感じ、主体的な働きかけを発展・継続させることができています。

#### ③間口の広さ

幅広い活動内容によって様々な小径との関わり方が用意されていることで、多様な価値観にそれぞれ呼応する部分生まれ、共感・共有を得ることにつながっている。

#### ④行政とのつながりの獲得

世田谷区と管理協定を締結したことで10円/m<sup>2</sup>の報奨金を受け取ることができるようになり、活動資金となった。また、小径近くに公園ができる際には行政からの呼びかけに応じて提案を行っており、活動が

小径に留まらない地域のまちづくりや景観形成にも広がった。

## 5-2. 課題の解決に向けて

価値観や活動に参加する動機の違いがあるという課題は、幅広い活動を行ってきた結果でもある。小径の会では新たな視点を入れることで活動を発展させていくこと自体は歓迎しているため、ここで重要なことは「軸となる想い」を共有することができているかということであると考えられる。

## 6. 結論

### 6-1. 生活景に着目することの意義

生活景に対する住民の活動は次のような効果をもたらすと考えられる。これまで一般的に価値を認識されることがなかった生活景であっても、このような効果をもたらすという点で着目する意義があると考えられる。

#### 1) 風景自体への効果

生活景に着目し活動することは、その固有性を顕在化させる。それは、今までは脆弱性を持つ生活景に対して後手の対応だったのに対して、予防的観点に基づき保全・創造することへの転換をもたらすと言える。

#### 2) 住民自身への効果

身近な生活景に対する活動でも、住民は地域全体に対する意識を持つことができるようになる。また、幅広い活動を行うことで地域とのつながりを得ることができる。

#### 3) 地域全体への効果

住民が地域全体に対する意識を持つようになることは、地域全体を対象とした住民参加のまちづくりや景観形成に対しても有用であると言える。また、住民同士の交流を生み出すため、コミュニティの強化を促すと考えられる。

## 6-2. 生活景の保全・創造に必要な事項

### 1) きっかけの提供

当たり前の生活景をあえて客観的に見直すことで愛着を顕在化させ、保全・創造の第一歩につなげる「きっかけ」をつくる必要がある。

### 2) 軸となる想いを共有した上での幅広い活動

生活景はどのような状態を「良い」と感じるかという評価基準の幅が大きくなる可能性が高い。これは幅広い活動を行うことで対応可能だと思われるが、その際には活動する住民同士で軸となる想いを共有することが必要である。

### 3) 活動を支援するという行政の関わり方

社会的な位置付けがない状態で住民にできることには限界があるため、行政とのつながりが必要である。ただし、生活景は観光地化を目指すようなものではないため、小径の会の管理協定のように、住民が日常的な関わりの中で築いてきた活動が尊重され、行政がそれを「管理」ではなく「支援」という役割分担がなされるべきだと考える。

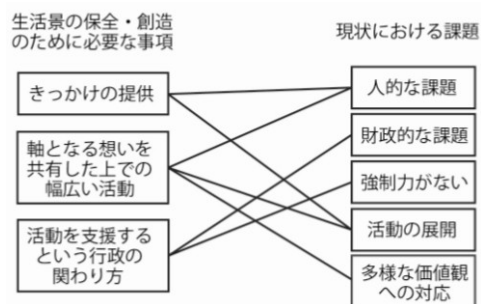


図3: 必要な事項と課題の対応関係

#### 【参考文献】

- 1) 永井ふみ (2005) 「生活景保全の仕組みとしての世田谷区風景づくり条例地域風景資産の選定の評価—選定された地域風景資産と市民活動の分析から—」 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp77-80
- 2) 後藤春彦 (2006) 「積層する生活景」 2006年度日本建築学会大会都市計画部門パネルディスカッション資料 p7-10 日本建築学会都市計画委員会 都市景観小委員会
- 3) 桑子敏雄 (2005) 「風景のなかの環境哲学」 東京大学出版会